

令和2年

教育委員会臨時会議案等

新潟市教育委員会

令和2年教育委員会臨時会議事日程

新潟市教育委員会

日 時	令和2年3月25日(水) 午後1時00分 開会
場 所	新潟市役所白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1
日 程	第1 会議録署名委員の指名 第2 報告 ・市立学校園における新型コロナウイルス感染症 対策について……………当日配布 第3 閉会

令和2年3月25日
新潟市教育委員会

新潟市立学校園の再開について

1 再開時期

春休み明けから、学校園の教育活動を再開する。

2 年度始めの集会活動について

- ・ 新任式、始業式は、放送機器の活用、学級単位での分散実施等により、内容・方法を工夫して実施する。
- ・ 入学式は、参加人数を減らして席の間隔を空けたり、時間を短縮したり、学校の実状に応じた感染防止対策を徹底して実施する。
- ・ 4月中の集会活動は、中止もしくは延期する。

3 部活動について

- ・ 春休みには実施しない。
- ・ 学校再開後、感染防止対策を徹底し、接触を避けた個人練習を中心として実施する。
- ・ 4月中は対外試合は実施しない。

4 「学校園再開ガイドライン」の作成・配付について

文部科学省の通知を踏まえ、次の基本方針のもと作成中である。専門家等の意見も聴取したうえで、近日中に市立全学校園に配付する。

- 感染予防対策の徹底
 - ・ 3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
 - ・ 他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避
 - ・ 学級単位での教育活動を基本とする
- 子どもたちの様子をよく「みる」こと
- 新学年への意欲付け
- 未学習内容の確実な実施



新潟市立学校園

学校園再開に向けたガイドライン (4月版)(素案)

新潟市教育委員会

はじめに



臨時休業により、突然3月の教育活動が途絶えてしまいました。

令和元年度のまとめが行われないまま学年末を迎え、1年間の努力や成果をじっくりと振り返り、成就感を味わうことができなかつた子どもが大勢います。

在校生に見送られることなく卒業式を迎え、自分たちの学校の誇りと伝統を後輩にしっかり伝え、引き継げなかつたと感じている子どももいるでしょう。

子どもたちは、友達や先生方との別れを惜しむ間もなく、学年最後の登校日を慌ただしく過ごし、中途半端な気持ちのまま、臨時休業を迎えました。

臨時休業中は、ウイルス感染への不安を感じながら、外出もままならず、思い切り体を動かしたり、声を出したり、友達と話したり笑い合ったりすることもできず、ストレスを抱えている子どもも大勢いるでしょう。また、規則正しい生活習慣が乱れがちであった子どももいるでしょう。

このように、不安定な状態で1か月余りを過ごした子どもたちが、学校へ戻ってきます。

かつて私たちが経験したことのない新年度のスタートです。

ガイドラインの趣旨



学校園の再開に当たり、当面は次の4つを重点に取り組みます。

- ① **感染予防対策の徹底** (3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避, 他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避)
- ② 1か月余りの休業明けの子どもたちをよく「みる」こと
- ③ 「やっぱり幼稚園や学校は楽しい」「みんなと一緒に勉強できてうれしい」「今年も頑張ろう」と思わせる**新学年への意欲付け** (学級開き, 日々の保育・授業)
→ **差別や偏見を絶対にしない・させない**
- ④ **未学習内容の確実な実施**

この重点に基づき、各学校園で**徹底**していただきたいこと、**配慮**していただきたいこと、**留意**していただきたいことを、具体的に示したのが本ガイドラインです。これらを学校の規模、実態に即して**咀嚼**し、ぜひ学校なりの**工夫**を加え、**学校なりのガイドライン**を作成してください。

感染予防対策を万全にしつつ、「かつて経験したことのない新年度」が円滑にスタートできるよう、全教職員で取り組みましょう。

目次



I 感染症対策編

- 1 新型コロナウイルスへの正しい理解
- 2 学校園における感染症対策
- 3 出席停止について
- 4 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

II 教育活動編

- 1 各種集会等について
- 2 学級開き
- 3 子どもをよく「みる」
- 4 未学習内容の扱い
- 5 子どもの学習意欲を喚起する授業
- 6 部活動・対外試合
- 7 感染者・濃厚接触者への偏見・差別
- 8 6月以降の宿泊を要する修学旅行・学校行事
- 9 運動会について
- 10 校外学習について
- 11 健康診断の実施
- 12 年間予定の見直し
- 13 海外からの児童生徒等への対応
- 14 家庭・地域への発信・不安解消

III 研修会・事業説明会の精選

- 1 子どもたちとしっかり向き合うために
- 2 4月の研修会・事業説明会一覧表

IV ふれあいスクール・地域と学校パートナーシップ事業・学校開放

- 1 パートナーシップ事業
- 2 子どもふれあいスクール
- 3 学校開放

V 放課後児童クラブとの連携・協力

- 1 3つの条件を生まない環境づくり
- 2 連携・協力の手順

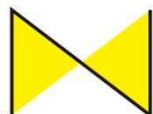
I

感染症対策編

1 新型コロナウイルスへの正しい理解



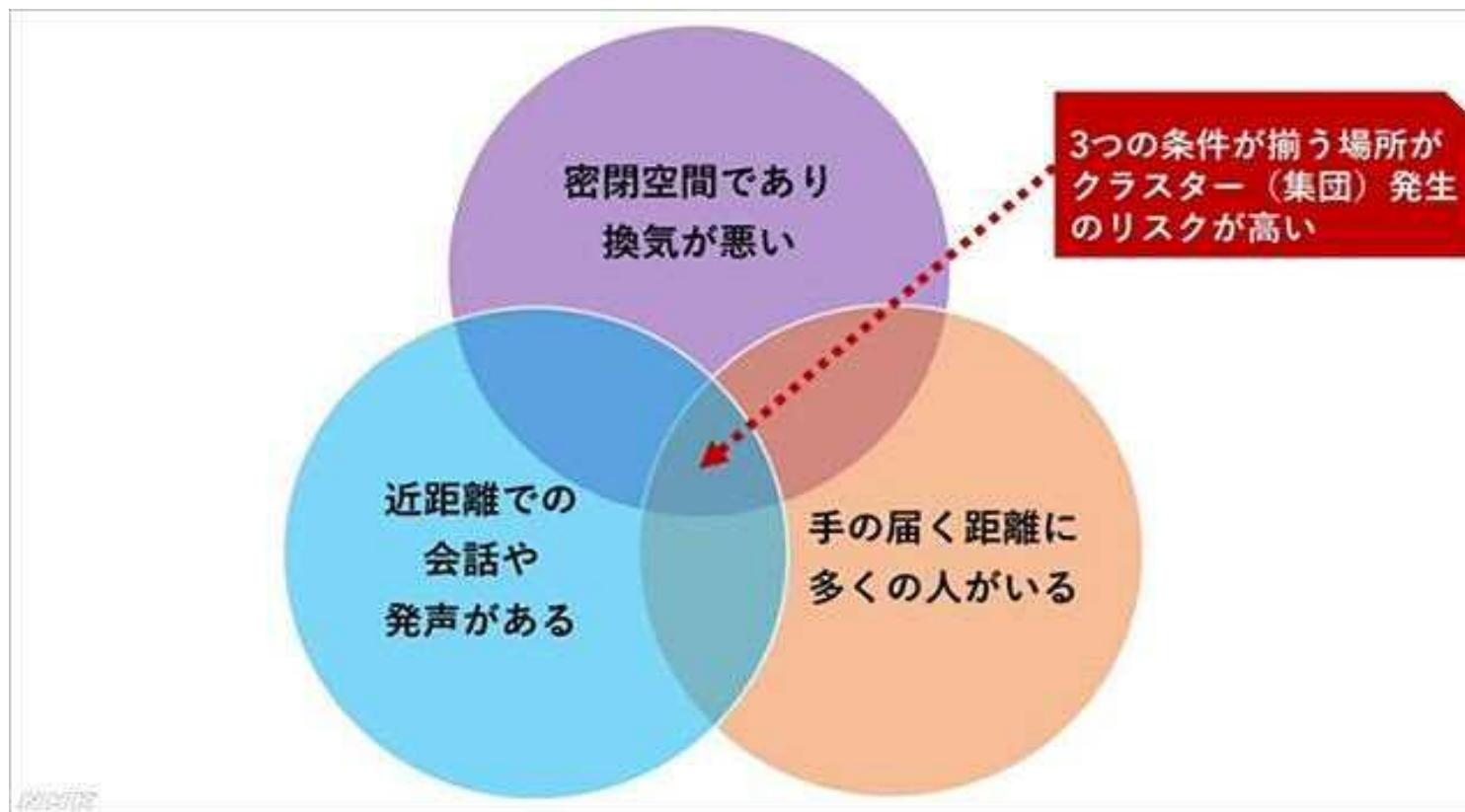
- 新型コロナウイルスは、新しいウイルスのため、検査に時間がかかり、ワクチンや治療薬も開発されていません。また潜伏期間が長いです。そのために社会的に対応が難しくなっています。
- しかし、飛沫や接触でうつる感染症という点では、風邪やインフルエンザと同じです。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況で、元の感染者も誰かからうつっているのです。
- 新型コロナウイルスを正しく理解して、感染者や濃厚接触者やその家族、医療従事者らに対し、偏見、差別につながる行為がないようにしなければなりません。
- 感染症を予防するには、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、抵抗力を高めることです。
正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をお願いします。



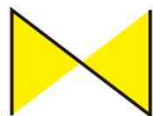
2 学校園における感染症対策



1 基本の考え方



上記3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける。
4月は学級単位の活動を中心に教育活動を行う。



2 学校園における感染症対策

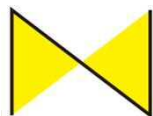


1 感染症対策について

(1) 健康観察

① 家庭での健康観察

- 毎朝必ず、登校前の検温及び風邪症状の確認と体温記録票への記入を行うよう保護者に依頼する。
- 別紙様式(体温記録票)を活用する。
- 児童生徒等は、毎日、体温記入票を学校に持参し、担任等が確認する。
- 発熱や風邪症状がある場合は、家庭で休養させる。

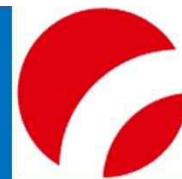


2 学校園における感染症対策



② 学校での健康観察

- ・担任等は、児童生徒等が持参した体温記録票を確実に確認する。
- ・登校前に検温できなかった児童生徒等については、学校での検温及び風邪症状の確認をする。
- ・これまでの健康観察に加えて、検温を有無を聞くなどして、朝の健康観察を徹底する。
- ・授業毎に児童生徒等の様子を観察し、健康状態の把握を行う。
- ・発熱、咳、咽頭痛など風邪の症状が見られる場合は、保護者に連絡し、家庭で休養(早退)させる。
- ・以下のいずれかに該当する場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう助言する。
 - ▶風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含みます)
 - ▶強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方



(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ①手洗いや咳エチケットを徹底する。
 - ・正しい手の洗い方や咳エチケット、マスクの使い方について指導する。

- ②免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

2 学校園における感染症対策



感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

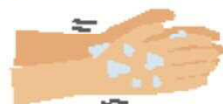
①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

①



流水でよく手をぬらした後に、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

②



手の甲をのびすようにこすります。

③



指先・爪の間を念入りにこすります。

④



裏の腕を洗います。

⑤



親指と手のひらをねじり洗います。

⑥



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、
学校など人が集まる
ところでやる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何れせうに
咳やくしゃみをする

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う



咳やくしゃみを
手でかさえる



詳しい情報はこちら

厚労省

検索

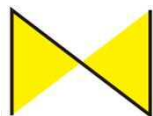




(3) 感染症対策の留意点

① 教室、職員室等の換気の徹底

- ・常時換気していることが望ましい。すべての窓と欄間を少しずつ開け、出入り口は開けたままにする。
- ・気温が低い場合は、暖房や衣類(防寒具等)により調節する。
- ・1時間に1回(5～10分程度)窓や出入り口を広く開け換気をする。
- ・換気扇のある場合は、常時使用する。
- ・2か所以上開け(吸気と排気)、空気の流れを作る。



2 学校園における感染症対策

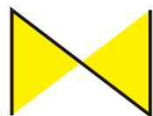


②近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

・多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、できるだけマスクを着用することや咳エチケットの要領でティッシュ・ハンカチを使用することなどを指導する。

③児童生徒同士の距離の確保

・座席間を離して配置し、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮する。



2 学校園における感染症対策

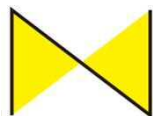


④アルコール手指消毒液の使用について

・感染症予防の基本は石けんによる手洗いの徹底である。アルコール消毒液による消毒も併せて行うことの効果はあるが、まずは、正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いの徹底を行う。なお、手指消毒には次亜塩素酸ナトリウム等は使用しない。

⑤校内の消毒

・教室やトイレ等の場所で、多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等)は、1日1回以上消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清拭する。消毒作業は児童生徒には行わせない。



2 学校園における感染症対策

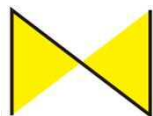


⑥ 教具・用具について

- ・できる限り、教具・用具の共有は避ける。
- ・共有教具を使用した授業の後は必ず手を洗う。
- ・共有しなければならない教具・用具は使用后、適宜、消毒液で清拭する。

⑦ 清掃時の留意点

- ・不要な接触を避ける。
 - ▶縦割り清掃は行わない。
 - ▶学級を超えたメンバーでの清掃分担にしない。
 - ▶距離を保ちながら清掃するよう指導する。
- ・すべての窓を大きく開けて清掃する。
- ・できる限り、マスクを着用させる。
- ・終了後は必ず石けんで手を洗う。
- ・清掃の仕方や回数は、学校の事情により工夫する。

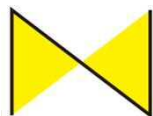


2 学校園における感染症対策



⑧登下校時の留意点

- ・玄関口に児童生徒がとどまらず，すみやかに教室へ行く（または下校する）よう指導する。
- ・スクールバス運行中の着席位置等は，なるべく隣り合わないようにし，不要な接触はしないよう指導する。
- ・スクールバスで児童生徒等の密集性が回避できない（1m以内に他人がい続ける）場合は，常時換気（例えば左右の窓を1つずつ交互に開放するなど）を心掛ける。
- ・スクールバスの運行前（または運行後）は，拭き取り消毒を行う。



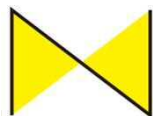
2 学校園における感染症対策



⑨給食時の留意事項

1) 共通事項

- ・配膳・片付けで並ぶ際は、十分な間隔を空ける。また、グループに分けて配膳する等多人数で並ぶことがないよう配慮する。
- ・給食時は私語をせずに食べる。



2 学校園における感染症対策



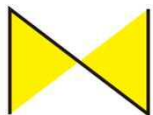
2) 自校方式・給食センター方式

○給食の配膳・片付け時の留意点

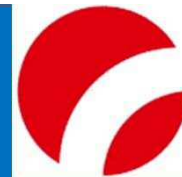
- ・給食当番は配膳前の手洗いを徹底する。
- ・給食当番以外の児童生徒も手洗いをし、清潔を保ったまま配膳を待つ。
- ・可能な限りおかわりがないように盛り切る。

○給食時の位置関係等留意点

- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べる。
- ・教室内の換気を適宜行う。



2 学校園における感染症対策



3) スクールランチ方式

○ランチルームの留意点

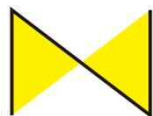
- ・ランチルームに入る前の手洗いを徹底する。
- ・食べる際はランチルーム内の換気を行う。
- ・ランチルームのスペースに余裕を持たせるため、次のような対応も可能とする。

例1) 弁当持参の場合、ランチルームではなく教室で食べる。

例2) ランチルームに近い教室等も利用し、人数を分散させる。

○ボックスの留意点

- ・ボックスを取りに行く前の手洗いを徹底する。
- ・弁当持参の場合も食べる前の手洗いを徹底する。
- ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べる。



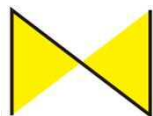
2 学校園における感染症対策



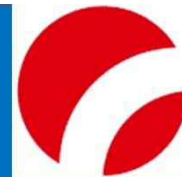
(4) 教職員の感染症対策

① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ・児童生徒と同様に、出勤前の検温、うがい、手洗いを実施
- ・発熱や咳や咽頭痛等の風邪症状があれば出勤しない
- ・勤務中は、授業中でも教務室でも、紙マスクや布マスク(手作りでも可)をなるべく着用する
- ・職場以外においても、不要不急の行動や、人の多く集まる場所への出入りを控えたり、混まない時間帯に利用するなど、感染しやすい3つの条件に注意して過ごす
- ・新潟県内での発生動向をニュースや新聞やホームページでチェックをし、どのような範囲で発生しているかを情報把握して行動する
- ・学校園で感染者が発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関して記録をしておく
- ・急な自宅待機や病気休業に備え、整理や引継ぎ準備をしておく



2 学校園における感染症対策



(4) 教職員の感染症対策

② 職場全体で行う対策

- ・衛生推進者等を中心とし、全員で換気の徹底(2の(3)参照)
- ・教室では教員と生徒、生徒間の机の距離をなるべく離す
- ・会議等の中止や短縮、業務場所の分散などにとりくむ
- ・会議や打ち合わせを行う場合でも、集団発生のリスクが高まる条件(密閉空間で換気が悪い、近距離での会話や発生がある、手の届く距離に多くの人がいる)を満たさないような場を準備して行う

学校園での集団感染を避ける意識を高くもち、

- ・教職員ひとりひとりが感染防御の意識をもつ
- ・健康観察(検温や症状)により、出勤できない教職員がむりに出勤しないよう全員がその必要性を理解するなどの啓発に努める

3 出席停止について



1 出席停止として扱うもの

- ①児童生徒等の感染が判明した場合
- ②児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ③児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られるとき

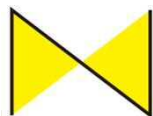
2 「感染症診断通知書(治癒証明書)」の提出について

上記②③における再登校については、医師による「感染症診断証明書」は不要とする。「感染症診断通知書」に代わるものとして、「出席停止報告書」(別紙様式)を使用し、必要事項を保護者が記入し、学校へ報告する。

3 発生報告について

「新型コロナウイルス感染症発生報告(速報)」は、感染が確認された児童生徒について保健給食課へFAXにて報告する。

※これらの措置は、新型コロナウイルスへの対応として実施するものであり、その他の感染症については従来通りとする。



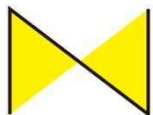
4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について



1 登校の判断

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

※上記による出欠の扱いは、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。



4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について



2 学校教育活動における感染対策

- (1) 医療的ケア児や基礎疾患時と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。
- (2) 校外活動等に際しては、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がある場所の利用を避けるなど注意すること。

5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



1 学校等で感染が確認された場合の対応

※3月25日での対応の方針であり、今後の状況や事案によっては異なる場合もあります。

場合	出席停止等	臨時休業等
児童生徒等が感染した場合	<ul style="list-style-type: none">・当該児童生徒等は出席停止（治癒するまで）・濃厚接触者と特定された児童生徒等は、出席停止・濃厚接触者と特定された教職員は自宅待機	協議中
教職員が感染した場合	<ul style="list-style-type: none">・当該教職員は病気休養・濃厚接触者と特定された児童生徒等は、出席停止・濃厚接触者と特定された教職員は自宅待機による経過観察	同上
児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合	<ul style="list-style-type: none">・当該児童生徒等は出席停止・当該教職員は自宅待機による経過観察	—

* 濃厚接触者の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して2週間とする。

5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



2 学校が濃厚接触者の特定に協力する事項

感染者本人か保護者から連絡があり、その後保健所から、学校または教育委員会に、感染者が出た旨の連絡が入ります。

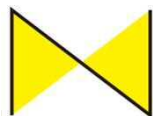
それに対し、学校・園では以下のような対応をとることが想定されます。

- 各学校・園から教育委員会へ発生連絡をする

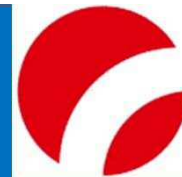
- 学校の基本情報を保健所に提供するための準備をする
(名簿、出欠表、学級と教務員室の座席表、校舎図面、校時表 等)
・提出するものは、保健所に指示された範囲のみ

- 保健所と相談しながら、指示された情報を収集したり、資料を作成する

- 保健所が濃厚接触者を特定したら、その規模に基づき、学校の対応について教育委員会と検討する



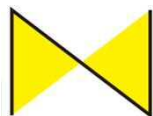
5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



3 濃厚接触者の範囲(学校での参考例)

- ・換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
- ・感染者と知らずに、けがの手当てをするなど、接触をした。
- ・教務室や教室の座席が、感染者の両隣、対面、真後ろ、斜め前後の席に位置している。
- ・手で触れることができる近い距離で、会話をした。

※特別教室等での活動も含む。



5 感染した場合，濃厚接触者に特定された場合



【濃厚接触者の範囲(参考)】

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護、介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液や体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・その他(手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離<目安として2m>で、必要な感染予防策なしで、「患者<確定例>」と接触があった者

厚生労働省 R2.3.12事務連絡「積極的疫学調査実施要領について(周知)」(参考)より

II

教育活動編

1 各種集会等について



集団感染リスク増大の3条件成立を避ける工夫を！

入学式

学校の実状に応じて、感染防止対策を徹底して実施
(例: 最小限人数: 入学生, 保護者, 代表児童, 職員)
(例: 時間短縮: 式次第の工夫)

新任式 始業式

内容・方法を工夫して実施
(例: 学年, 学級単位での分散実施)
(例: 放送機器の活用による工夫)

P T A 総会 授業参観

4月分は延期／5月以降も実施方法検討
(例: 来校者の特定と管理方法工夫)
(例: 学年, 学級単位での分散実施)
(例: 紙面会議等の工夫)



2 学級開き



あなたがいてよかった

みんながいてよかった

この学級でよかった

久しぶりに登校して友達や先生方と出会う子どもが安心できるようにします。

と子どもが実感できる学級づくりを

学級開きのポイント

子どもが「この学級でよかった」「明日も来たい」と思えるような温かく楽しい時間を演出します。

1 子どもとの初めての出会い、第一印象が決め手となる

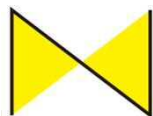
- ・ 教室環境を整える⇒整理整頓, 担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
- ・ 子どもを笑顔にする活動を考える⇒子ども同士が自然に関わり合えるようなゲームをする
担任が率先して得意なことを披露する
子どもが喜びそうなことを担任と一緒にやる など

2 学級経営がどうなるのかは、始めの3日間で決まる

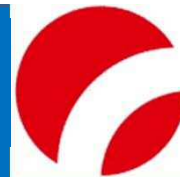
- ・ 担任がメッセージをしっかり伝える⇒板書でのメッセージや便りなどで学級への期待, 長期的な目標, いじめを許さないことや多様性を認めることなどを伝える ※ルールもしっかり伝える

アイメッセージで伝えると効果的です

子どもは1か月ぶりの登校に不安やストレスを感じています。
子どもの気持ちに徹底的に寄り添いながら学級開きを進めましょう！



3 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

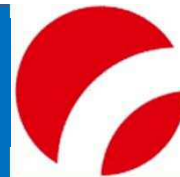
【行動の変化をみる】

- 学校の登校を渋る
- 学習意欲が低い
- ささいなことで物を壊したり，人に攻撃的になったりする
- ささいな物音に驚く
- 一人になることを嫌がる
- 好きなことでもやりたがらない
- 家族に反抗的になる
- 何度も手を洗ったり，少しの汚れを気にする
- 親のそばから離れず，強い甘えがみられる

たよりを通じて家庭と共有



3 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～

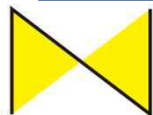


- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

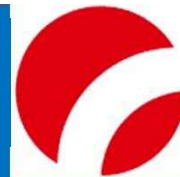
【からだの反応をみる】

- 食欲がない, あるいは過食になる
- 体の痛みやかゆみを訴える
- 眠れない
- 夜尿が始まる, あるいは増える
- 以前にはみられなかったチック(自分の意思とは関係なく起こる素早い動作や発声が繰り返し起こる状態)が出たり, チックが激しくなる。

たよりを通じて
家庭と共有



3 子どもをよく「みる」～いつもと違う 子どもの言動に気を配る～



- ・「みる」視点 <ストレスや不安を抱えている子ども
生活リズムが乱れている子ども等を認知する>

【以前と異なる，表情や会話の変化をみる】

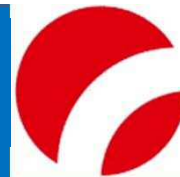
- ぼんやりしている
- ささいなことで泣く
- 元気がない，あるいは興奮して元気である
- 笑わなくなる
- 喜怒哀楽が激しい，あるいは無表情になる
- 一方的に話し，会話が成立しない
- コロナウイルスの話をする時，表情がかたくなる。

たよりを通じて
家庭と共有

子どもたちは，学校と家庭とで異なる様子を見せることがあります。
気になる様子が見られたら，家庭の様子を聞いてみる必要があります。
※教職員同士の連携・家庭との連携を通して子どもたちの変化をみていくことが大切です

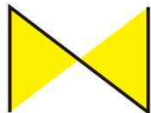


3 子どもをよく「みる」^{～いつもと違う} 子どもの言動に気を配る～



・「対応」の視点

- いつもと同じ自然な生活のリズムを心掛ける。
- 子どもが話してきた時には、さえぎらず最後まで聞く。
- 身体の不調を訴えた時は、無理強いせず、ゆっくりと休ませる。
- 子どもの長所や得意なところを認める。
- 「困った行動」の対応では、行動観察を行い、管理職と一緒に対応を考える。(一人で抱え込まない)



3 子どもをよく「みる」 保護者や関係機関との連携



- ・新型コロナウイルス感染の影響により、通年の年度末年度始に比べ、子どもにとって、**環境の変化や人間関係の変化**が大きく、不安や緊張から**不適応や自死、非行等へのリスクが高まる**可能性がある。生徒指導上、心配かつ気になる子どもへの定期的な家庭連絡や安否確認、情報の収集など、教職員の役割分担を適切に行い、**チームで対応できる体制を確立**しておくこと。
- ・家庭との連携を密にするとともに、**各関係機関**（警察や児童相談所、医療・福祉関係機関等）との**ネットワークを活用**し、子どもの**心の揺れや危険因子**を見逃すことなく、緊急事態にも迅速かつ適切な対応ができるよう、全教職員への**連絡・協力体制等を再点検整備**すること。
- ・**SC, SSW**を有効に活用すること（学校支援課に要請）

3 子どもをよく「みる」(幼稚園の幼児)



先生に会えてうれしい

〇〇ちゃんに会えてうれしい

みんなに会えてうれしい

〇〇幼稚園でよかった と 園児が実感できる保育

久しぶりに登校して友達や先生方と
出会う園児が安心できるようにします。

保育開始のポイント

園児が「この幼稚園でよかった」「明日
も来たい」と思えるような温かく楽しい
時間を演出します。

1 園児との初めての出会い、第一印象が決め手となる

- ・ 教室環境を整える⇒整理整頓, 担任の願いや思いを伝えるメッセージ など
- ・ 園児を笑顔にする活動を考える

⇒園児同士が自然に関わり合えるような環境構成を行う
担任が率先して得意なことを披露する, 園児が喜びそうなことを担任と一緒にやる など

2 園児一人一人をよく見て援助する

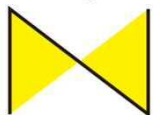
- ・ 一人一人に笑顔で声を掛ける

⇒ストレスや不安はないか, 生活リズムは崩れていないかよく観察する
その園児なりに我慢したことやがんばったこと, うれかったことなどの気持ちを 受け止め,
徹底的に寄り添い, 共感する

3 保護者一人一人に笑顔で声を掛ける

- ・ 保護者の声に耳を傾ける

⇒保護者も不安とストレスを抱えている。子どもの様子の共有とともに, 保護者の思いや悩
みに心を寄せて, 寄り添う。長期的な見通しを示し, 共有する。



3 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



- ・着目する点

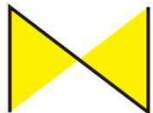
- ×「できないこと」「苦手なこと」

- 「できること」「得意なこと」

- ⇒児童生徒の興味・関心を生かした授業

- ・小さな変化を見逃さない

- ⇒家庭・放課後等デイサービスとの情報交換



3 子どもをよく「みる」(特別な支援を必要とする児童生徒)



- 全校体制で

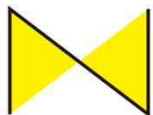
- ⇒ 複数の職員でよく観察する

- 「学級担任と特別支援教育CO」

- 「特別支援学級担任と交流学級担任」

- 「学級担任と管理職」 等

- ⇒ 合理的配慮について、校内委員会等で確認した上で、全教職員で共有



4 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



卒業を迎えた学年以外の児童生徒

現担任・担当

現学年における未学習内容の精選

共有・引継ぎ

新担任・担当

必要に応じ学年において補充のための授業を実施

- ・教科や内容により、年度始めに実施
- ・教科の内容を関連付けて年度途中に実施

■必ずしも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし

■時数確保のために長期休業短縮は可能だが、土曜授業は不可

□学年の学級数が複数ある場合や、進級に当たり学級編制替えを行う場合は、未学習分の多い児童生徒を基準として、内容を精選する。

□未学習内容は、新学年の評価には反映しない。

□購入した未実施のテスト・プリント等は、確実に返却する。

4 未学習内容の扱い

新教支第1643号参照



卒業を迎えた児童生徒及び転出する児童生徒

現担任・担当

現学年における未学習内容の精選

共有・引継ぎ

個人、及び小学校別に、現学年における**教科書及び具体的な未学習内容**の確認と共有

進学・転出先の
学校

共有された情報を踏まえ、必要に応じて補充のための授業、個に応じた指導を実施

- 必ずしも、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要なし
- 時数確保のために長期休業短縮は可能だが、土曜授業は不可

- ・教科や内容により年度始め・年度途中に実施
- ・進学先では、精選した未学習内容を中学校学習指導要領の内容と関連付けて中学校3年間内で位置付け、実施することも可能。その際、教育課程に確実に位置付け、引継ぎ及び実施

□複数の学校から進学する場合は、各小学校の実態を小・中学校で共有し、中学校は未学習分の多い児童・生徒を基準とした指導を行う。

5 子どもの学習意欲を喚起する授業



子どもには、仲間と**学ぶ**場が必要です。

学び合いのよさ

- ◎仲間と共に悩み、考え、「分かる」「できた」を実感することを通して、**学ぶ意欲が高まる**
- ◎互いに認め合いながら学ぶことを通して、**自尊感情が高まる**

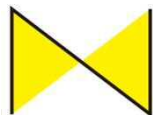
- ◎「人に伝える」「人に説明する」などを通して、**学習の定着が図られる**
- ◎様々な考えをもった仲間との学びを通して、**思考力が高まる**
- ◎ペアやグループでの学び合いを通して、**コミュニケーション力が高まる**など

学び合いのポイント

- 子どもが関わりや学び合いをしたくなるような課題を設定する
- 学び合いの目的を全員が共通理解させる
- 自分の考えをもって学び合いに臨ませる
- 学び合いに向かう姿勢(心構え)を理解させる
- 振り返りを行う(何がうまくいったのか・いかなかったのか、それはなぜか、次はどうしたいか など) など

- ・学び合いは聴き合いという態度が大切
- ・ゴールイメージを共有し、全員でそこに向かおうという建設的な態度が大切
- ・相手の考えに共感したり納得した時には、自分の考えを変えていく態度が必要

支持的風土を醸成して学び合いの授業づくりに取り組みましょう！



6 休み時間について



子どもには、仲間と遊ぶ場と機会が必要です。

しかし、感染防止のためには...

両立するにはどうすれば...

- ・3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避
- ・他学級・学年との接触の機会を可能な限り回避
- ・学級単位での教育活動を基本とする

- 【徹底】
 - ・手洗い、うがいの励行
 - ・学級単位での遊びを基本
 - ・身体接触、近距離の会話を避ける
 - ・こまめな換気

- 【工夫】
 - ・「感染防止と子どもの遊ぶ場の保障の両立」のため、教職員でルールと仕組みを作る(例:体育館使用時間帯指定)
 - ・学級で「遊びのルール」を子どもと共に作る

6 部活動・対外試合



- 接触を避け，**個人練習を中心とする**
- 対外試合は実施しない（4月）

【活動前】

- 十分な睡眠，栄養補給，手洗い・うがいの励行やマスク着用
- 健康観察（熱や咳，体のだるさがある場合は活動させない）

【活動時】

- こまめな換気（教室や音楽室で行う場合は特に注意）
- ボールや用具，楽器などの貸し借りを避ける
- 整列時や集合時，間隔を開けて座るなど，密集を避ける
- 会話をする場合も短時間で，間隔をとる
- こまめな休憩
- 練習中に体調を崩した生徒に対しては，保護者に連絡して帰宅させる

【活動後】

- 健康観察
- 活動後の手洗い・うがい徹底

7 感染者・濃厚接触者への偏見・差別



○児童生徒への指導

- ・感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者の家族に対する偏見や差別につながる行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないようにすること。
- ・誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることから，隔離や治療を余儀なくされた人やその周辺の方々の困難や偏見や差別の対象となった人の苦しみに寄り添うことが大切なこと。
- ・偏見や差別が原因によるいじめの発生を防ぐこと。（咳をしている，マスクをしていない，欠席している等へのいわれのない中傷，ウイルス名を面白半分に使うなど）

○外国にルーツをもつ子ども及び諸外国への配慮

- ・TV，インターネット等による外国の情報を基にした根拠のない差別的な発言，偏見，人権侵害にあたる行為は許されないことについて十分に留意すること。

○教職員の対応

- ・個人情報保護の観点から，児童生徒及びその関係する感染者，濃厚接触者等の状況についての秘密を守ること。特に，文書の配布において情報漏洩につながる表記がないようにすること。



実施と延期の両方を想定し、準備を進める。

＜実施の場合＞

- ・準備及び配慮すべき事項について、旅行業者と綿密に打ち合わせながら、準備をする。
- ・出発までに子ども・保護者から十分な理解を得る。

＜延期の場合＞※決定した場合のみ

- ・キャンセル料及び追加料金等を把握し、行先・内容も含め、子ども・保護者から十分な理解を得る。
- ・日程変更届(3月5日発出文書)を出発日1か月前までに教育委員会学校支援課へ提出する。

【その他】

- ・中止する場合は、決定次第速やかに教育委員会学校支援課へ連絡する。
- ・今後の状況に応じて、4月中旬を目途に教育委員会より延期の要請をする場合がある。

9 運動会について



実施と延期の両方を想定し，準備を進める。

【基本方針】

- 感染状況に応じて柔軟に対応できる運動会にする。
- 「3つの条件が同時に重なる場」を避けながら，各校の設定する目標を達成できるようにする。

【計画作成】

- 感染防止が十分に配慮された競技及び演技を選ぶ。
- 開閉会式応援等は，感染拡大のリスクの低い活動になるようにする。
- 保護者，地域の参観及び応援について，感染防止に十分配慮する。

【事前練習・運動会実施時の留意点】

- 手洗い・うがいの励行。
- 健康観察（熱や咳，体のだるさがある場合は活動させない）
- こまめな換気と休憩（屋内で応援練習を行う場合は特に注意）
- 接触を避け，個人の動きを中心とした運動とする。
- ボールや用具等の貸し借りを避ける。
- 整列時や集合時及び応援席，観客席等，間隔を開け，密集を避ける。
- 会話，応援をする場合も短時間で，間隔をとる。

10 校外学習について

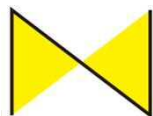


実施の可否は学校判断

3条件に照らし合わせ、発生のリスクが高い場合は実施を見合わせる。

例

- ・生活科で学校の周りを探検
→実施可
- ・社会科で長時間バス移動、施設の会議室での講義
→密閉、近距離の条件等から実施不可



11 健康診断の実施



健康診断の実施について

※各校で会場や実施方法を工夫する

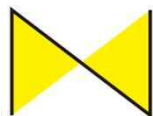
※校内及び学校医・学校歯科医等と十分に協議する

(会場の変更、換気、所要時間の延長、マスクやグローブの着用、健康観察の徹底、消毒の徹底等)

※学校事情により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって健康診断を実施することができない場合には、当該年度末までの間に、可能な限りすみやかに実施する

(1) 学校医・学校歯科医等健診する側の留意点

- ① 健康診断当日の健康状態の確認。
- ② マスク・グローブの着用。
- ③ 児童生徒等一人ごとに手指消毒の実施。

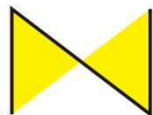


11 健康診断の実施



(2) 学校側の留意点

- ① 健康診断当日の児童生徒等及び健康診断に従事する教職員の健康状態の確認。当日体調不良の場合は、後日実施する。
- ② できるだけ広い会場で実施する。
- ③ 検査会場は、ドアや窓を開け、換気を徹底する。
- ④ 一度に多くの児童生徒等を検査会場に入れない。
- ⑤ 待機中は、児童生徒同士の間隔を広く開けて、会話せず静かに待つ。
- ⑥ 健康診断をスムーズに実施するため、保健調査の結果や用具の準備を確実に行う。
- ⑦ アルコール消毒を準備する。
- ⑧ 児童生徒等には器材係をさせない。
- ⑨ 健診後、必要に応じて、手洗いをするよう指導する。



※そのほか詳細については、後日、別途通知する。

12 年間予定の見直し(例)



○未学習内容，不足時数の考慮

- ・年間授業時数を再構成するために，どの教科で何時間が未学習かを確認

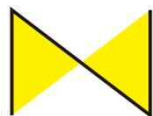
○夏季休業の短縮

- ・上記の未学習を実施する授業時数を確保するために必要に応じて夏季休業を短縮する。

大規模改修やトイレ改修等工事実施校においては，工期確保への配慮をお願いします。

○各種行事の精選・縮小

- ・感染予防を最優先とし，教育活動全体を総合的に見直す。



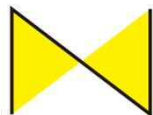
13 海外からの児童生徒等への対応



海外から帰国した児童生徒等(※)から、転入学や体験入学の申し出があった場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ通常どおり受入及び登校をさせていただきます。

※帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等

「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)は、国のガイドラインに従いますが、今後変更があり得るので最新の情報に注意してください。



14 家庭・地域への発信・不安解消



○学校・家庭での共通した感染予防策

- ・手洗い ・うがい ・換気 ・咳エチケット の徹底

○学習の見通しの周知

- ・未学習内容への具体的な対応

○健康観察の視点

- ・熱 ・咳 ・だるさ ・息苦しさ の症状に注意
- ・上記の症状がある時は、自宅で休む

○家庭・地域への周知・情報共有・依頼

- ・PTA, コミ協の役員, 学校評議員等をはじめ,
取組内容を積極的に発信することで協力を得る
- ・不安や心配ごとはすぐ学校へ連絡を

Ⅲ

研修会 事業説明会の精選

1 子どもたちとしっかりと向き合うために



4月は各学校園で、再開した学校の教育活動、感染防止対策、子どもたちをしっかりと見つめることに集中できるように、教育委員会主催の研修会、事業説明会を必要最低限のものに精選しました。

次ページ以降に4月の研修会・説明会と対応一覧表を示します。

- ・実施する研修等については、別途案内します。
- ・中止の研修等のうち、説明資料等を送付する場合があります。

2 4月の研修会・事業説明会一覧表①



	月	日	曜	研修会・説明会名	対象	担当課	実施	中止	時期変更	縮小・分散
1	4	1	水	辞令交付式	新任・転入校長 新採用教職員	学校人事課		○		
2	4	2	木	第1回新任学校司書研修	新任学校司書	中央図書館	○			
3	4	3	金	第2回新任学校司書研修	新任学校司書	中央図書館	○			
4	4	8	水	外国語加配教員研修会	加配教員 (5名程度)	学校支援課				○管理職は呼ばない
5	4	9	木	特別支援教育担当者会	担当者	学校支援課		○		
6	4	9	木	施策方針説明会(中)	校長	学校人事課	—			○校長会と協議中
7	4	10	金	就学援助事務説明会	事務職員	学務課	○			10名程度
8	4	10	金	施策方針説明会(小)	校長	学校人事課	—			○校長会と協議中
9	4	13	月	通級担当者会	担当者	学校支援課		○		
10	4	13	月	初任研指導教員等連絡協議会	初任研指導教員	総合教育センター		○文書配布		
11	4	13	月	就学援助事務説明会	事務職員	学務課	○			10名程度
12	4	13	月	新任教頭・主幹教諭研修	新任教頭 主幹教諭	学校人事課		○		

2 4月の研修会・事業説明会一覧表②



	月	日	曜	研修会・説明会名	対象	担当課	実施	中止	時期変更	縮小・分散
13	4	14	火	日本語指導加配教員研修会	加配教員 (5名程度)	学校支援課	○			
14	4	14	火	初任研・ガイダンス	初任者	総合教育センター			○5/12へ	
15	4	15	水	マイスター入塾式	養成塾受講者 (5名)	総合教育センター	○			
16	4	16	木	SC等活用事業連絡説明会	SC&担当	学校支援課				○2会場に分けて分散
17	4	17	金	SC等活用事業連絡説明会	SC&担当	学校支援課				○2会場に分けて分散
18	4	17	金	新任校園長研修	新任校園長	学校人事課		○		
19	4	17	金	事務新採用指導者会議	担当者	学校人事課		○		
20	4	21	火	初任研・学級経営/高校教育概論	初任者	総合教育センター			○6/30へ	
21	4	22	水	特別支援教育担当者会	担当者	学校支援課		○		
22	4	22	水	部活動外部指導者研修会	新任エキス パート	学校支援課		○		
23	4	22	水	新規採用経験者研修	新規採用経験者	総合教育センター			○6/3へ	

2 4月の研修会・事業説明会一覧表③



	月	日	曜	研修会・説明会名	対象	担当課	実施	中止	時期変更	縮小・分散
24	4	23	木	新任支援員・SSC研修	新任支援員 SSC	学校支援課			○5月の 第2回に呼ぶ	
25	4	23	木	学校マネジメント研修会	小中校長	学校人事課		○		
26	4	24	金	生徒指導加配研修	加配教員	学校支援課		○		
27	4	24	金	第1回新任コーディネーター研修	新任地域教育 C○	地域教育推進課		○		
28	4	24	金	特支就学奨励費事務説明会（午前）	担当者	学務課	○			
29	4	24	金	特支就学奨励費事務説明会（午後）	担当者	学務課	○			
30	4	24	金	事務新採用研修	事務新採用	学校人事課		○		
31	4	27	月	日本語指導者研修会	指導者 担当者	学校支援課				○時間差で分散
32	4	28	火	合理的配慮セミナー	特支C	学校支援課		○		

校長会，各教育研究会等も会合等を精選しています。
年度始めで様々な会議が必要と思いますが，精選し，
子どもに向き合う時間をぜひ確保してください。

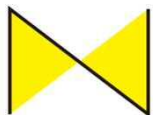
IV

パートナーシップ事業
ふれあいスクール
学校開放

1 地域と学校パートナーシップ事業



- 1 4月中のボランティア活動は必要最小限とする
- 2 再開となる場合の対応
 - ボランティア活動に参加してもらう場合は、状況をよく説明し、学校支援ボランティアの健康観察や咳エチケット、手洗いなどの対策を徹底する。
- 3 再開に向けての連絡
 - 地域教育コーディネーターを通じて、当該ボランティアに上記を伝達してから依頼する。



2 子どもふれあいスクール



1 当面の間活動を休止

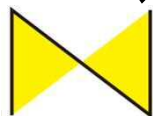
- 学校運営を最優先し、通常の学校運営となるまで当面休止

2 再開となる場合の対応

- 再開する場合，関係課の感染防止対策に沿って対応

3 再開に向けての連絡

- 各学校を通して運営委員長、運営主任に連絡



3 学校開放



1 学校開放事業の再開について

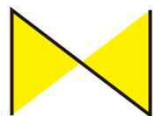
部活動及び体育施設の状況に応じて利用を再開します。

2 活動再開にあたって

基本的な感染症対策の徹底のほか、利用者の把握を行う等の注意事項を利用者・学校へ通知します。

3 今後について

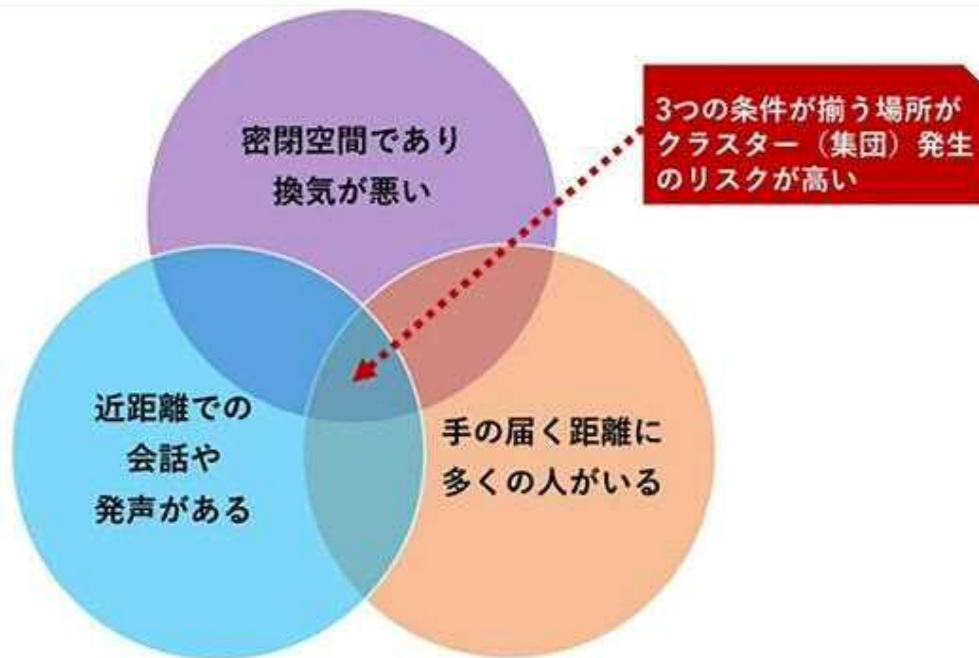
状況次第では、再開後に再度休止する可能性もあります。随時市ホームページ等で最新の情報を確認してください。



V

放課後児童クラブとの 連携・協力

1 3つの条件を生まない環境づくり



感染拡大防止の観点から、十分なスペースの確保・預かり場所の分散などによる運営を行う必要があります。

学校再開後も放課後児童クラブで子どもが過ごしている様子を実際に確認し、積極的に連携協力してください。

3 連携・協力の手順



- ① 子どもが過ごす様子をみる
部屋の「空気」を肌で感じる
- ② 学校がどのように協力できるか、話し合う
(場所, 人数, 学年, 時間帯, 移動方法など)
- ③ できるところから、すぐ取り組む

学校と放課後児童クラブの垣根を超えて取り組むことが、
自校の子どもたちを感染のリスクから守ることになります！

